

## 令和4年度鶴見区区政会議 第1回全体会 会議要旨

1 日時 令和4年10月12日(水) 午後7時00分から午後8時57分

2 場所 鶴見区役所 3階 302・303会議室

3 出席者  
(委員)

綿世委員(議長)、小倉委員、梶委員、黒澤委員、桑名委員、齊喜委員、坂本委員、島崎委員、段野委員、鎮西(均)委員、寺井委員、西山委員、野口委員、南畑委員、安井委員、保田委員、吉永委員

(鶴見区役所)

内田区長、川畠副区長、高嶋総務課長、西久保総務課長代理、貴田政策推進担当課長、木村政策推進担当課長代理、上原教育担当課長、後藤教育担当課長代理、中村市民協働課長、大川(典)市民協働課長代理、山本窓口サービス課長、皆川住民情報担当課長、丹葉保健福祉課長、浅田子育て支援・保健担当課長、上山保健担当課長代理、市橋子育て支援担当課長代理、菅野保健副主幹、大川(順)生活支援担当課長、

4 議題

- (1) 「令和3年鶴見区運営方針自己評価・令和5年度取組みの方向性」にかかる意見とその対応等について
- (2) 「鶴見区将来ビジョンの方向性」にかかる意見とその対応等について

5 議事要旨

- (1) 「令和3年鶴見区運営方針自己評価・令和5年度取組みの方向性」にかかる意見とその対応等について

各部会の部会長から「『令和3年鶴見区運営方針自己評価・令和5年度取組みの方向性』にかかる意見とその対応等について」(資料1)に関する報告を行い、委員からの意見等及び事務局からの回答(概要)は次のとおり。

- ・ 各種団体の構成員になるうえで、年齢制限などが障壁となり、担い手確保が非常に困難になっている。
- ・ 青少年指導員・青少年福祉委員としての推薦を受けるためには、年齢制限が設けられているかと思うが、その妥当性については継続した検討が必要である。
- ⇒ 青少年指導員・青少年福祉委員ともに年齢制限を設けているものの、要綱上、但し書きにて「地域における青少年活動の円滑な推進を図るため、弾力的に運用することができる。」との一文を付け加え、活動意思のある方には年齢に拘らずに参画いただけるとしていま

す。

- ・ ワンルームマンションに住んでおられる方への町会加入策として、マンション入居時に町会加入に関する説明等を行うことが有効と思われる。
- ⇒ 一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部に加盟する不動産会社に対して、町会に関するリーフレットを配架したうえで、入居者に当該リーフレットを渡してもらうといった取組みを行っています。
- ・ 先日開催された鶴見区民まつりにて、大阪府宅地建物取引業協会なにわ京阪支部が参画していたようだが、同団体とも連携を図っているのか。
- ⇒ 一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会の支部であり、すでに本取組みにご協力いただいています。
- ・ 茨田東小学校区において、こども食堂（1か所）が本格開設されたが、非常に手狭であることから、市営住宅の空き住戸を活用されてはどうか。
- ⇒ 本市都市整備局では、団地や地域の活性化につながる活動を行うNPO法人等の団体に対して市営住宅の空き住戸を提供する事業を実施しており、当該事業の活用に向けて調整を進めているところです。
- ・ こども食堂の活動については、地道に少しずつ展開していくべき事業である。
- ・ 学校教育において、子どもから学校への提出物が多いことを理由に不登校に陥るようなことはないのか。
- ⇒ 不登校になった児童生徒は、さまざまな事情を抱えています。提出物の多寡を理由に不登校になったという事例は把握しておりません。
- ・ 成果指標に係る内容や数値の設定について、一般的に懐疑的と言わざるを得ない。
- ・ 地域内での防災訓練のみならず、区全体にて防災訓練を行ってみてはどうか。
- ⇒ 実施可否を検討させていただきます。
- ・ 茨田南小学校の体育館の屋上にはソーラーパネルを設置しており、通常時は売電しているが、災害発生時には停電防止に寄与している。教育委員会とも連携し、区内各小学校の屋上にソーラーパネルを設置してはどうか。

(2) 「鶴見区将来ビジョンの方向性」にかかる意見とその対応等について

各部会の部会長から「『鶴見区将来ビジョンの方向性』にかかる意見とその対応等について」（資料2）に関する報告を行い、委員からの意見等の概要及び事務局からの回答は次のとおり。

- ・ SDGsの周知の際には、SDGs推進の目的に関する説明も行ってはどうか。
- ・ 鶴見区将来ビジョンの適用期間は5年間とのことだが、最終年次にのみ評価するのではなく、中間年においても評価を行うことが必要である。
- ⇒ ご指摘のとおりと考えています。ご指摘いただいた内容をどのようにして運営方針などに反映し、適切な評価を実施していけるのかを検討していきます。

- (1) 次第
- (2) 「令和3年鶴見区運営方針自己評価・令和5年度取組みの方向性」にかかる意見とその対応等について（資料1）
- (3) 「鶴見区将来ビジョンの方向性」にかかる意見とその対応等について（資料2）